

政 委 第 30 号

平成 22 年 11 月 26 日

国 土 交 通 大 臣  
馬 淵 澄 夫 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員長 岡 素 之

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する  
勧告の方向性について

今般、当委員会は、貴省所管の独立行政法人（独立行政法人土木研究所、独立行政法人建築研究所、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人航空大学校、自動車検査独立行政法人及び独立行政法人海上災害防止センター）の主要な事務及び事業の改廃に関して勧告の方向性を別紙のとおり取りまとめました。

今後、貴省におかれては、本年の予算編成過程において、この勧告の方向性の趣旨が最大限いかされるよう見直しを進めていただき、最終的な見直し内容を決定した際には、当委員会に通知していただくようお願いいたします。

なお、当委員会としては、今後、当該法人の新中期目標・新中期計画の策定等に向けた貴省、当該法人及び貴省独立行政法人評価委員会の取組を注視し、必要な場合には、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）に基づく勧告を行うこととしております。引き続き、当委員会の審議に御

協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

## 独立行政法人土木研究所の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性

独立行政法人土木研究所（以下「土木研究所」という。）の主要な事務及び事業については、業務運営の効率性、自律性、質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

### 第1 事務及び事業の見直し

#### 1 研究業務の重点化

土木研究所の研究業務については、国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等に反映するための研究に重点化するものとする。なお、国土交通省所管の独立行政法人及び関連する研究機関の業務について、その在り方を検討するものとする。

#### 2 研究業務の効率的・効果的实施

土木研究所の研究業務については、関連する研究を実施している大学、民間研究機関等（以下「関連研究機関」という。）の研究内容等を把握し、知見・技術の活用、研究内容の重複の有無等について事前に検証した上で関連研究機関と連携するなどにより、研究業務の効率的かつ効果的な実施に努めるものとする。

### 第2 業務実施体制の見直し

平成20年度に北海道開発局から業務を移管されたことに伴い設置された寒地技術推進室については、寒地土木研究所が実施している研究開発と一体として業務を行うこととなったこと及び業務運営の効率化を進める観点から、更なる集約化に努めるものとする。

### 第3 保有資産の見直し

土木研究所が保有する別海実験場及び湧別実験場については、平成23年度に廃止し、国庫に納付するものとする。

また、朝霧環境材料観測施設については、敷地利用の集約化を図った上で21年度に一

部廃止したところであるが、国の財政に貢献する観点から、必要な手続を早急に進めるとともに、23年度に国庫に納付するものとする。

#### 第4 業務全般に関する見直し

上記第1から第3に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

##### 1 効率化目標の設定等

管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、アウトソーシングの活用等により業務運営コストを縮減することとし、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

なお、一般管理費については、独立行政法人に無駄遣いがあるのではないかと厳しい批判があることを踏まえ、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行うものとする。

また、官民競争入札等の積極的な導入を推進し、業務の質の維持・向上及び経費の削減の一層の推進を図るものとする。

##### 2 給与水準の適正化等

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。

また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。

##### 3 契約の点検・見直し

契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図るものとする。

この場合において、研究・開発事業等に係る調達については、他の独立行政法人の事例等をも参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求するものとする。

また、密接な関係にあると考えられる法人との契約に当たっては、一層の透明性の確保を追求し、情報提供の在り方を検討するものとする。

#### 4 保有資産の見直し等

(1) 保有資産については、上記第3に掲げるもののほか、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。

また、独立行政法人の資産の実態把握に基づき、法人が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。その際、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

(2) また、特許権については、特許権を保有する目的を明確にした上で、当該目的を踏まえつつ、登録・保有コストの削減及び特許収入の拡大を図るものとする。

#### 5 内部統制の充実・強化

内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会が本年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

#### 6 その他

複数の候補からの選択を要する事業の実施に当たっては、第三者委員会を設置するなど適切な方法により事前・期中・完了後の評価を行い、評価結果を事業の選定・実施に適切に反映させることにより、事業の重点化及び透明性の確保に努めるものとする。

また、事業の目的を踏まえつつ、受益者負担の適正化、寄附金等による自己収入の

確保に努めるものとする。

## 独立行政法人建築研究所の主要な事務及び事業の改廃に関する 勧告の方向性

独立行政法人建築研究所（以下「建築研究所」という。）の主要な事務及び事業については、業務運営の効率性、自律性、質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

### 第1 事務及び事業の見直し

#### 1 研究業務の重点化

建築研究所の研究業務については、民間では実施できない研究及び国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等に反映するための研究に重点化するものとする。なお、国土交通省所管の独立行政法人及び関連する研究機関の業務について、その在り方を検討するものとする。

#### 2 業務の効率的・効果的实施

建築研究所の研究業務については、関連する研究を実施している大学、民間研究機関等（以下「関連研究機関」という。）の研究内容等を把握し、知見・技術の活用、研究内容の重複の有無等について事前に検証した上で関連研究機関と連携するなどにより、研究業務の効率的かつ効果的な実施に努めるものとする。

また、国際地震工学研修については、途上国支援としての研修効果を定量的に明らかにするとともに、研修業務の効率的かつ効果的实施に引き続き努めるものとする。

#### 3 特許等の知的財産権の適正管理

建築研究所における特許の出願及び知的財産権の活用、管理等については、直近3年間の実績では、知的財産権の保有に係る経費が収入を上回っており、かつ、そのほとんどの発明が共同研究によるものとなっている。建築研究所の研究成果は民間の営業活動に直接関わる分野であることから、今後の知的財産権の管理及び審査に当たっては、客観性、公益性の確保に努めるものとする。

## 第2 業務全般に関する見直し

上記第1に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

### 1 効率化目標の設定等

管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、アウトソーシングの活用等により業務運営コストを縮減することとし、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

なお、一般管理費については、独立行政法人に無駄遣いがあるのではないかと厳しい批判があることを踏まえ、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行うものとする。

また、官民競争入札等の積極的な導入を推進し、業務の質の維持・向上及び経費の削減の一層の推進を図るものとする。

### 2 給与水準の適正化等

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。

また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。

### 3 契約の点検・見直し

契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図るものとする。

この場合において、研究・開発事業等に係る調達については、他の独立行政法人の事例等をも参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求するものとする。

また、密接な関係にあると考えられる法人との契約に当たっては、一層の透明性の確保を追求し、情報提供の在り方を検討するものとする。

#### 4 保有資産の見直し等

(1) 保有資産については、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。

また、独立行政法人の資産の実態把握に基づき、法人が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。その際、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

(2) また、特許権については、上記第1に掲げるもののほか、特許権を保有する目的を明確にした上で、当該目的を踏まえつつ、登録・保有コストの削減及び特許収入の拡大を図るものとする。

#### 5 内部統制の充実・強化

内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会が本年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

#### 6 その他

複数の候補からの選択を要する事業の実施に当たっては、第三者委員会を設置するなど適切な方法により事前・期中・完了後の評価を行い、評価結果を事業の選定・実施に適切に反映させることにより、事業の重点化及び透明性の確保に努めるものとする。

また、事業の目的を踏まえつつ、受益者負担の適正化、寄附金等による自己収入の確保に努めるものとする。

## 独立行政法人交通安全環境研究所の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性

独立行政法人交通安全環境研究所（以下「交通安全環境研究所」という。）の主要な事務及び事業については、業務運営の効率性、自律性、質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

### 第1 事務及び事業の見直し

#### 1 研究業務の重点化

交通安全環境研究所の研究業務については、国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等に反映するための研究など、真に必要なものに重点化するものとする。なお、国土交通省所管の独立行政法人及び関連する研究機関の業務について、その在り方を検討するものとする。

#### 2 関係機関との連携強化

自動車に係る技術基準等については、電子制御技術など新たな技術の導入が進み、広範化・多様化が進んでいる状況である。関連する研究を実施している民間等の研究機関（以下「関連研究機関」という。）との連携について、複雑化する技術基準等への的確に対応する観点から、研究内容の重複を排除した上で、知見・技術の活用や人的交流を積極的に行うなど、技術基準の策定等を行っている独立行政法人としての中立性に留意しつつ、連携強化を図るものとする。

また、運輸分野横断的な研究については、関連研究機関と連携して実施することにより、シナジー効果が期待できる研究課題に対し、関連研究機関との連携強化を図るなどにより、研究業務の効率的かつ効果的な実施に努めるものとする。

#### 3 自動車アセスメント事業

独立行政法人自動車事故対策機構が実施している自動車アセスメント事業については、交通安全環境研究所へ事業の移管を行った場合、新たに実施体制を整備する必要

がある。自動車アセスメント事業移管の検討に当たっては、交通安全環境研究所の人員や知見を最大限活用することを基本としつつ、事業全体の効率化、トータルコスト削減につながる実施手法・体制を検討するものとする。その際、事業移管による定量的な経費削減効果を明らかにするものとする。

#### 4 自動車審査業務及びリコール技術検証業務

自動車審査業務及びリコール技術検証業務については、高度化・複雑化する自動車の新技術や不具合への対応、また、ユーザー目線に立った迅速かつ確実な対応等を行うことが求められている状況である。これらの業務の見直しに当たっては、技術スタッフの増強や施設整備を行うだけではなく、自動車検査業務を行っている自動車検査独立行政法人の人員やノウハウ等既存の資源を活用するなど、業務の効率化を見据えた実施体制を検討するものとする。

その際、自動車審査業務及びリコール技術検証業務に従事する技術者の育成・配置、技術力の蓄積等についても併せて具体的な方策を検討し、交通安全環境研究所内の技術水準の向上を図るものとする。

## 第2 業務全般に関する見直し

上記第1に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

### 1 効率化目標の設定等

管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、アウトソーシングの活用等により業務運営コストを縮減することとし、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

なお、一般管理費については、独立行政法人に無駄遣いがあるのではないかと厳しい批判があることを踏まえ、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行うものとする。

また、官民競争入札等の積極的な導入を推進し、業務の質の維持・向上及び経費の削減の一層の推進を図るものとする。

## 2 給与水準の適正化等

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。

また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。

## 3 契約の点検・見直し

契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図るものとする。

この場合において、研究・開発事業等に係る調達については、他の独立行政法人の事例等をも参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求するものとする。

また、密接な関係にあると考えられる法人との契約に当たっては、一層の透明性の確保を追求し、情報提供の在り方を検討するものとする。

## 4 保有資産の見直し等

(1) 保有資産については、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。

また、独立行政法人の資産の実態把握に基づき、法人が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。その際、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

(2) また、特許権については、特許権を保有する目的を明確にした上で、当該目的を踏まえつつ、登録・保有コストの削減及び特許収入の拡大を図るものとする。

## 5 内部統制の充実・強化

内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会が本年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

## 6 その他

複数の候補からの選択を要する事業の実施に当たっては、第三者委員会を設置するなど適切な方法により事前・期中・完了後の評価を行い、評価結果を事業の選定・実施に適切に反映させることにより、事業の重点化及び透明性の確保に努めるものとする。

また、事業の目的を踏まえつつ、受益者負担の適正化、寄附金等による自己収入の確保に努めるものとする。

## 独立行政法人海上技術安全研究所の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性

独立行政法人海上技術安全研究所（以下「海上技術安全研究所」という。）の主要な事務及び事業については、業務運営の効率性、自律性、質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

### 第1 事務及び事業の見直し

#### 1 研究業務の重点化

海上技術安全研究所の研究業務については、国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等に反映するための研究など、真に必要なものに重点化するものとする。なお、国土交通省所管の独立行政法人及び関連する研究機関の業務について、その在り方を検討するものとする。

#### 2 研究業務の効率的・効果的实施

海上技術安全研究所では、流出油の拡散・漂流・大気拡散シミュレーションをするための3次元流出油挙動予測モデルの開発等を実施している。一方、独立行政法人港湾空港技術研究所においても、流出油の位置を追跡・予測する技術に係る研究を実施するなど、共に海洋汚染の防止に係る研究を実施しているが、海上流出油を探知するセンサーの開発に関する研究など、互いの研究成果を活用した共同研究も実施している。また、運輸分野横断的な研究については、関連する研究を実施している独立行政法人、大学、民間等の研究機関（以下「関連研究機関」という。）と連携して実施することにより、シナジー効果が期待できる。このように関連研究機関との連携については、組織として効率的かつ効果的に研究開発を実施する観点から、関連研究機関の研究内容等を把握し、知見・技術の活用、研究内容の重複等を事前に検証した上で、関連研究機関との連携強化を図るなどにより、研究業務の効率的かつ効果的な実施に努めるものとする。

### 3 自己収入の拡大

海上技術安全研究所の研究成果については、国が実施する関連行政施策等への反映だけでなく、海事産業界に対しても、共同研究や受託研究等を通じて積極的に還元している。海上技術安全研究所が所有している特許等の知的財産権についても、実施許諾等による技術移転を積極的に実施しており、その対価として実施料を徴収しているが、今後、実施料の算定方法については、実施料の算定が適切なものとなっているか検証した上で、必要に応じて見直しを行い、自己収入の拡大を図るものとする。

## 第2 組織面の見直し

大阪支所において実施している共同研究等による中小企業への技術支援については、地方公共団体等による中小企業支援策が実施されていることを踏まえ、地方公共団体等への業務の移管を含め、大阪支所の在り方について抜本的に見直すものとする。

## 第3 業務全般に関する見直し

上記第1及び第2に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

### 1 効率化目標の設定等

管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、アウトソーシングの活用等により業務運営コストを縮減することとし、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

なお、一般管理費については、独立行政法人に無駄遣いがあるのではないかと厳しい批判があることを踏まえ、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行うものとする。

また、官民競争入札等の積極的な導入を推進し、業務の質の維持・向上及び経費の削減の一層の推進を図るものとする。

### 2 給与水準の適正化等

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に

計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。

また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。

### 3 契約の点検・見直し

契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図るものとする。

この場合において、研究・開発事業等に係る調達については、他の独立行政法人の事例等をも参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求するものとする。

また、密接な関係にあると考えられる法人との契約に当たっては、一層の透明性の確保を追求し、情報提供の在り方を検討するものとする。

### 4 保有資産の見直し等

(1) 保有資産については、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。

また、独立行政法人の資産の実態把握に基づき、法人が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。その際、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

(2) また、特許権については、上記第1に掲げるもののほか、特許権を保有する目的を明確にした上で、当該目的を踏まえつつ、登録・保有コストの削減及び特許収入の拡大を図るものとする。

### 5 内部統制の充実・強化

内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会が本年3月に公表した報告書（「独立

行政法人における内部統制と評価について」) 及び、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

## 6 その他

複数の候補からの選択を要する事業の実施に当たっては、第三者委員会を設置するなど適切な方法により事前・期中・完了後の評価を行い、評価結果を事業の選定・実施に適切に反映させることにより、事業の重点化及び透明性の確保に努めるものとする。

また、事業の目的を踏まえつつ、受益者負担の適正化、寄附金等による自己収入の確保に努めるものとする。

## 独立行政法人港湾空港技術研究所の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性

独立行政法人港湾空港技術研究所（以下「港湾空港技術研究所」という。）の主要な事務及び事業については、業務運営の効率性、自律性、質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

### 第1 事務及び事業の見直し

#### 1 研究業務の重点化

港湾空港技術研究所の研究業務については、港湾及び空港の整備等に関する基礎的な調査、研究及び技術の開発など、真に必要なものに重点化するものとする。なお、国土交通省所管の独立行政法人及び関連する研究機関の業務について、その在り方を検討するものとする。

#### 2 研究業務の効率的・効果的实施

港湾空港技術研究所では、地方整備局が効果的に油回収を実施するための機器の開発や、流出油の位置を追跡・予測する技術等の研究を実施している。一方、独立行政法人海上技術安全研究所においても、流出油の拡散・漂流・大気拡散シミュレーションをするための3次元流出油挙動予測モデルを開発するなど、共に海洋汚染の防止に係る研究を実施しているが、海上流出油を探知するセンサーの開発に関する研究など、互いの研究成果を活用した共同研究も実施している。このように関連する研究を実施している独立行政法人、大学、民間等の研究機関（以下「関連研究機関」という。）との連携については、組織として効率的かつ効果的に研究開発を実施する観点から、関連研究機関の研究内容等を把握し、知見・技術の活用、研究内容の重複等について事前に検証した上で、関連研究機関との連携強化を図るなどにより、研究業務の効率的かつ効果的な実施に努めるものとする。

## 第2 業務全般に関する見直し

上記第1に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

### 1 効率化目標の設定等

管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、アウトソーシングの活用等により業務運営コストを縮減することとし、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

なお、一般管理費については、独立行政法人に無駄遣いがあるのではないかと厳しい批判があることを踏まえ、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行うものとする。

また、官民競争入札等の積極的な導入を推進し、業務の質の維持・向上及び経費の削減の一層の推進を図るものとする。

### 2 給与水準の適正化等

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。

また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。

### 3 契約の点検・見直し

契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図るものとする。

この場合において、研究・開発事業等に係る調達については、他の独立行政法人の事例等をも参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求するものとする。

また、密接な関係にあると考えられる法人との契約に当たっては、一層の透明性の確保を追求し、情報提供の在り方を検討するものとする。

#### 4 保有資産の見直し等

(1) 保有資産については、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。

また、独立行政法人の資産の実態把握に基づき、法人が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。その際、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

(2) また、特許権については、特許権を保有する目的を明確にした上で、当該目的を踏まえつつ、登録・保有コストの削減及び特許収入の拡大を図るものとする。

#### 5 内部統制の充実・強化

内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会が本年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

#### 6 その他

複数の候補からの選択を要する事業の実施に当たっては、第三者委員会を設置するなど適切な方法により事前・期中・完了後の評価を行い、評価結果を事業の選定・実施に適切に反映させることにより、事業の重点化及び透明性の確保に努めるものとする。

また、事業の目的を踏まえつつ、受益者負担の適正化、寄附金等による自己収入の確保に努めるものとする。

## 独立行政法人電子航法研究所の主要な事務及び事業の改廃に関する 勧告の方向性

独立行政法人電子航法研究所（以下「電子航法研究所」という。）の主要な事務及び事業については、業務運営の効率性、自律性、質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

### 第1 事務及び事業の見直し

#### 1 研究業務の重点化

電子航法研究所の研究業務については、国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等に反映するための研究など、真に必要なものに重点化するものとする。なお、国土交通省所管の独立行政法人及び関連する研究機関の業務について、その在り方を検討するものとする。

#### 2 関係機関との連携強化

電子航法研究所の研究業務については、航空需要の伸びとともに航空交通量の増加が見込まれていることを踏まえ、限りある人的資源の中で効率的に研究開発を実施する必要がある。また、運輸分野横断的な研究については、関連する研究を実施している独立行政法人、大学、民間等の研究機関（以下「関連研究機関」という。）と連携して実施することにより、シナジー効果が期待できる。このように関連研究機関との連携については、組織として効率的かつ効果的に研究開発を実施する観点から、関連研究機関が実施している研究内容等を把握し、知見・技術の活用、研究内容の重複等について事前に検証した上で、関連研究機関との連携強化を図るものとする。

また、航空交通量の伸びが大きいと予測されるアジア太平洋地域の航空管制機関及び研究開発機関等との連携については、当該地域において新技術の導入を円滑に進められるようにする観点から、積極的に技術交流を推進するものとする。

## 第2 業務全般に関する見直し

上記第1に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

### 1 効率化目標の設定等

管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、アウトソーシングの活用等により業務運営コストを縮減することとし、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

なお、一般管理費については、独立行政法人に無駄遣いがあるのではないかと厳しい批判があることを踏まえ、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行うものとする。

また、官民競争入札等の積極的な導入を推進し、業務の質の維持・向上及び経費の削減の一層の推進を図るものとする。

### 2 給与水準の適正化等

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。

また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。

### 3 契約の点検・見直し

契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図るものとする。

この場合において、研究・開発事業等に係る調達については、他の独立行政法人の事例等をも参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求するものとする。

また、密接な関係にあると考えられる法人との契約に当たっては、一層の透明性の確保を追求し、情報提供の在り方を検討するものとする。

#### 4 保有資産の見直し等

(1) 保有資産については、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。

また、独立行政法人の資産の実態把握に基づき、法人が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。その際、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

(2) また、特許権については、特許権を保有する目的を明確にした上で、当該目的を踏まえつつ、登録・保有コストの削減及び特許収入の拡大を図るものとする。

#### 5 内部統制の充実・強化

内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会が本年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

#### 6 その他

複数の候補からの選択を要する事業の実施に当たっては、第三者委員会を設置するなど適切な方法により事前・期中・完了後の評価を行い、評価結果を事業の選定・実施に適切に反映させることにより、事業の重点化及び透明性の確保に努めるものとする。

また、事業の目的を踏まえつつ、受益者負担の適正化、寄附金等による自己収入の確保に努めるものとする。

## 独立行政法人航海訓練所の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告 の方向性

独立行政法人航海訓練所（以下「航海訓練所」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性、質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

### 第1 船員養成事業

#### 1 関係機関等との船員養成事業の連携強化

船員教育の質の向上や効率的な教育の実施を図るため、乗船実習を行う航海訓練所、座学を行う船員教育機関15校（国立大学法人の商船系大学2校、独立行政法人国立高等専門学校機構の商船系高等専門学校5校並びに独立行政法人海技教育機構の海技大  
学校1校、海上技術短期大  
学校3校及び海上技術学校4校）及び海運会社の間で人事交流を含めた連携強化に努めるものとする。

#### 2 代替船建造

航海訓練所の練習船「大成丸」の代替に当たっては、燃費効率の高い船舶を導入するなどにより燃料費等運航経費の縮減を図るものとする。

また、併せて組織運営体制についても効率化を進める観点から、練習船隊の要員の縮減を図るものとする。

### 第2 自己収入の拡大

各船員教育機関から徴収している訓練受託費については、段階的に引き上げるとともに、運航実務研修費用の見直し、教科参考資料の市販等により自己収入を拡大するものとする。

また、船員の供給について一定の負担を求めている外航海運会社に加え、内航海運会社についても、透明性・公平性を考慮した受益者負担を求めることを検討するものとする。

る。

### 第3 業務全般に関する見直し

上記第1及び第2に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

#### 1 効率化目標の設定等

管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、アウトソーシングの活用等により業務運営コストを縮減することとし、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

なお、一般管理費については、独立行政法人に無駄遣いがあるのではないかと厳しい批判があることを踏まえ、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行うものとする。

また、官民競争入札等の積極的な導入を推進し、業務の質の維持・向上及び経費の削減の一層の推進を図るものとする。

#### 2 給与水準の適正化等

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。

また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。

#### 3 契約の点検・見直し

契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図るものとする。

この場合において、研究・開発事業等に係る調達については、他の独立行政法人の事例等をも参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求するものとする。

また、密接な関係にあると考えられる法人との契約に当たっては、一層の透明性

の確保を追求し、情報提供の在り方を検討するものとする。

#### 4 保有資産の見直し等

(1) 保有資産については、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。

また、独立行政法人の資産の実態把握に基づき、法人が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。その際、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

(2) また、特許権については、特許権を保有する目的を明確にした上で、当該目的を踏まえつつ、登録・保有コストの削減及び特許収入の拡大を図るものとする。

#### 5 内部統制の充実・強化

内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会が本年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

#### 6 その他

複数の候補からの選択を要する事業の実施に当たっては、第三者委員会を設置するなど適切な方法により事前・期中・完了後の評価を行い、評価結果を事業の選定・実施に適切に反映させることにより、事業の重点化及び透明性の確保に努めるものとする。

## 独立行政法人海技教育機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性

独立行政法人海技教育機構（以下「海技教育機構」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性、質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

### 第1 船員養成事業

#### 1 船員再教育事業

船員再教育事業については、海技大学校において、民間事業団体等の要望を踏まえた船舶運航実務課程の講習を実施しており、国の施策及び制度の改正に対応するものであるか、独立行政法人の目的に沿い、業務の範囲を超えていないかを判断基準としているところである。海技大学校の船舶運航実務課程の講習については、引き続き、真に独立行政法人が行うべきものであるかどうかについて、民間事業団体等のニーズを踏まえた検討を行い、必要な講習を実施するものとする。

#### 2 関係機関等との船員養成事業の連携強化

船員教育の質の向上や効率的な教育の実施を図るため、乗船実習を行う航海訓練所、座学教育を行う船員教育機関15校（国立大学法人の商船系大学2校、独立行政法人国立高等専門学校機構の商船系高等専門学校5校並びに海技教育機構の海技大学校1校、海上技術短期大学校3校及び海上技術学校4校）及び海運会社の間で人事交流を含めた連携強化に努めるものとする。

#### 3 情報通信技術の活用

教育管理業務に情報通信技術を活用することにより、教育管理業務の効率化を図り、要員の縮減を図るものとする。

## 第2 海技大学校児島分校の処分に伴う組織の見直し

海技大学校児島分校の校舎の廃止に伴い重要な財産を適切に処分するために設置された児島清算室は、児島分校の処分に係る業務終了後、速やかに廃止するものとする。

## 第3 自己収入の拡大

海上技術学校及び海上技術短期大学校の授業料については、段階的に引き上げることにより自己収入を拡大するものとする。

また、海技大学校が行う船舶運航実務課程の講習の実施に当たっては、講習に要する費用負担の拡大を海運会社、受講者に確実に求めるものとする。

## 第4 業務全般に関する見直し

上記第1から第3に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

### 1 効率化目標の設定等

管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、アウトソーシングの活用等により業務運営コストを縮減することとし、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

なお、一般管理費については、独立行政法人に無駄遣いがあるのではないかと厳しい批判があることを踏まえ、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行うものとする。

また、官民競争入札等の積極的な導入を推進し、業務の質の維持・向上及び経費の削減の一層の推進を図るものとする。

### 2 給与水準の適正化等

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。

また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。

### 3 契約の点検・見直し

契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図るものとする。

この場合において、研究・開発事業等に係る調達については、他の独立行政法人の事例等をも参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求するものとする。

また、密接な関係にあると考えられる法人との契約に当たっては、一層の透明性の確保を追求し、情報提供の在り方を検討するものとする。

### 4 保有資産の見直し等

(1) 保有資産については、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。

また、独立行政法人の資産の実態把握に基づき、法人が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。その際、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

(2) また、特許権については、特許権を保有する目的を明確にした上で、当該目的を踏まえつつ、登録・保有コストの削減及び特許収入の拡大を図るものとする。

### 5 内部統制の充実・強化

内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会が本年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

## 6 その他

複数の候補からの選択を要する事業の実施に当たっては、第三者委員会を設置するなど適切な方法により事前・期中・完了後の評価を行い、評価結果を事業の選定・実施に適切に反映させることにより、事業の重点化及び透明性の確保に努めるものとする。

## 独立行政法人航空大学校の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性

独立行政法人航空大学校（以下「航空大学校」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性、質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

### 第1 民間操縦士養成機関への技術支援

現在、航空機の操縦士の養成は、航空大学校による養成及び航空会社による自社養成が大部分を占める。航空大学校による民間操縦士養成機関の支援については、今後の航空需要を満たすため、私立大学等の民間操縦士養成機関が安定的な操縦士の供給源の一つとなるよう、学科及び実技に関する標準となるような教材の作成や、航空大学校が保有する訓練ノウハウの提供等により、引き続き技術支援を着実にを行うものとする。

### 第2 自己収入の拡大

国内各航空会社は、航空大学校の操縦士養成事業により操縦士の供給を受けているところであるが、現在、一部の航空会社に受益者負担を求めている状況にある。そのため、独立行政法人化以降に航空大学校の卒業生を採用した実績のある国内航空会社間の負担が公平となるような受益者負担の仕組みの導入を図るものとする。

また、航空会社への新たな受益者負担の導入に当たっては、適正な額となるよう具体的な負担の程度を検討するものとする。

### 第3 業務全般に関する見直し

上記第1及び第2に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

#### 1 効率化目標の設定等

管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、アウトソーシングの活用等により業

務運営コストを縮減することとし、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

なお、一般管理費については、独立行政法人に無駄遣いがあるのではないかと厳しい批判があることを踏まえ、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行うものとする。

また、官民競争入札等の積極的な導入を推進し、業務の質の維持・向上及び経費の削減の一層の推進を図るものとする。

## 2 給与水準の適正化等

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。

また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。

## 3 契約の点検・見直し

契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図るものとする。

この場合において、研究・開発事業等に係る調達については、他の独立行政法人の事例等をも参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求するものとする。

また、密接な関係にあると考えられる法人との契約に当たっては、一層の透明性の確保を追求し、情報提供の在り方を検討するものとする。

## 4 保有資産の見直し等

保有資産については、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。

また、独立行政法人の資産の実態把握に基づき、法人が保有し続ける必要があるか

を厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。その際、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

## 5 内部統制の充実・強化

内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会が本年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

## 6 その他

複数の候補からの選択を要する事業の実施に当たっては、第三者委員会を設置するなど適切な方法により事前・期中・完了後の評価を行い、評価結果を事業の選定・実施に適切に反映させることにより、事業の重点化及び透明性の確保に努めるものとする。

また、事業の目的を踏まえつつ、受益者負担の適正化、寄附金等による自己収入の確保に努めるものとする。

## 自動車検査独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性

自動車検査独立行政法人の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性、質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減及びユーザー負担の軽減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

### 第1 事務及び事業の見直し

#### 1 自動車検査業務の効率化

自動車検査業務の実施に当たっては、引き続き業務運営の効率化に努めるものとする。

また、自動車検査独立行政法人においては、検査の質の向上を図るため、検査手数料を原資として、「3次元測定・画像取得装置」及び「自動車審査高度化施設」の導入・運用を内容とする「検査の高度化」を推進しているところである。当該「検査の高度化」は、次期中期目標期間中に本格運用されることから、その効果について効率性も含めて定量的に検証し、その結果をホームページなどで公表するものとする。

#### 2 街頭検査の効果的実施

街頭検査については、国及び自動車検査独立行政法人が収集している自動車に関する情報を活用すること等によって不正改造車の使用等が多いと想定される地域を把握し、当該地域において重点的に検査を行うなどにより、街頭検査を効率的かつ効果的に実施するものとする。なお、このような街頭検査を着実に実施するため、降雪等の天候に左右される部分も考慮しつつ、地域ごとの実施見込みを設定した上で、全国目標を次期中期計画に明記するものとする。

#### 3 業務実施体制の見直し

自動車検査業務については、今後、国として指定整備率の一層の向上などにより民

間参入の拡大を図る中で、運営の効率化及び業務の重点化の観点から、以下の措置を講ずるものとする。

#### (1) 検査コース数の削減

自動車検査独立行政法人の継続検査に関する業務量の縮減、新規検査、街頭検査等への重点化等の状況を踏まえつつ、次期中期目標期間においても、検査コース数の削減を引き続き行うものとする。その際、年度末等の繁忙期においても業務に支障をきたさないよう努めるものとする。

#### (2) 要員配置の見直し

業務量に応じた要員配置となるよう検査部及び事務所ごとの要員配置計画を引き続き策定・実施するとともに、次期中期目標期間においても、指定整備率の向上や自動車検査独立行政法人の業務の重点化等による今後の継続検査に係る業務量の縮減状況などを的確に把握した上で、継続検査業務に従事する職員を中心とする人員の削減も含めた要員配置の見直しを行うものとする。

### 第2 組織面の見直し

#### 1 事務所等の集約・統合化

国において、自動車検査登録事務所等の集約・統合化の可否について検討する際、自動車検査独立行政法人の事務所等についても併せて検討するものとする。

#### 2 本部の東京都区外への移転

自動車検査独立行政法人の主たる事務所（本部）について東京都23区を除く地域への移転を早急に検討し、平成23年度中に結論を得るものとする。その際、経費節減の観点から、賃料を要しない施設又は賃料の安価な施設への移転を検討するものとする。

### 第3 業務全般に関する見直し

上記第1及び第2に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

#### 1 効率化目標の設定等

管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、アウトソーシングの活用等により業

務運営コストを縮減することとし、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

なお、一般管理費については、独立行政法人に無駄遣いがあるのではないかと厳しい批判があることを踏まえ、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行うものとする。

また、官民競争入札等の積極的な導入を推進し、業務の質の維持・向上及び経費の削減の一層の推進を図るものとする。

## 2 給与水準の適正化等

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。

また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。

## 3 契約の点検・見直し

契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図るものとする。

この場合において、研究・開発事業等に係る調達については、他の独立行政法人の事例等をも参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求するものとする。

また、密接な関係にあると考えられる法人との契約に当たっては、一層の透明性の確保を追求し、情報提供の在り方を検討するものとする。

## 4 保有資産の見直し等

保有資産については、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。

また、独立行政法人の資産の実態把握に基づき、法人が保有し続ける必要があるか

を厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。その際、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

## 5 内部統制の充実・強化

内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会が本年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

## 6 その他

複数の候補からの選択を要する事業の実施に当たっては、第三者委員会を設置するなど適切な方法により事前・期中・完了後の評価を行い、評価結果を事業の選定・実施に適切に反映させることにより、事業の重点化及び透明性の確保に努めるものとする。

また、事業の目的を踏まえつつ、受益者負担の適正化、寄附金等による自己収入の確保に努めるものとする。

## 独立行政法人海上災害防止センターの主要な事務及び事業の改廃に 関する勧告の方向性

独立行政法人海上災害防止センター（以下「海上災害防止センター」という。）の主要な事務及び事業については、業務運営の効率性、自律性、質の向上を図る観点から、以下の方向で見直しを行うものとする。

### 第1 法人形態の見直し

海上災害防止センターの業務については、事故船舶所有者等が防除措置を講じない場合等においても迅速かつ効果的な防除措置を講ずる観点から、以下の3点の枠組みを維持した上で、独立行政法人の業務としては廃止し、法令に基づき特定の業務を行うものとして国により指定された法人の業務として実施することとし、次期中期目標期間中に、法律等の手当を行った上で、必要な措置を講ずるものとする。

- ① 緊急時における海上保安庁長官の指示等に基づく確実な排出油等の防除措置の実施
- ② 上記①に要した費用のうち、事故船舶所有者等から徴収できない分についての国費による補填
- ③ 防災基金への国の関与

### 第2 業務全般に関する見直し

上記第1に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

#### 1 効率化目標の設定等

管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、アウトソーシングの活用等により業務運営コストを縮減することとし、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

なお、一般管理費については、独立行政法人に無駄遣いがあるのではないかとの厳しい批判があることを踏まえ、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、

適切な見直しを行うものとする。

また、官民競争入札等の積極的な導入を推進し、業務の質の維持・向上及び経費の削減の一層の推進を図るものとする。

## 2 給与水準の適正化等

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。

また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。

## 3 契約の点検・見直し

契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図るものとする。

この場合において、研究・開発事業等に係る調達については、他の独立行政法人の事例等をも参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求するものとする。

また、密接な関係にあると考えられる法人との契約に当たっては、一層の透明性の確保を追求し、情報提供の在り方を検討するものとする。

## 4 保有資産の見直し等

保有資産については、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。

また、独立行政法人の資産の実態把握に基づき、法人が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。その際、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

## 5 内部統制の充実・強化

内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会が本年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

## 6 その他

複数の候補からの選択を要する事業の実施に当たっては、第三者委員会を設置するなど適切な方法により事前・期中・完了後の評価を行い、評価結果を事業の選定・実施に適切に反映させることにより、事業の重点化及び透明性の確保に努めるものとする。

また、事業の目的を踏まえつつ、受益者負担の適正化、寄附金等による自己収入の確保に努めるものとする。